



「サプリメントを購入し、人に紹介すれば紹介料が入る」と勧められ、消費者金融で借り入れ支払ったのですが、解約したい…。

相談

5日前にカラオケ店で友人に紹介された男性からサプリメントのネットワークビジネス(マルチ商法)の勧誘を受けました。「まず、あなたがサプリメントを購入し、人に紹介すれば紹介料が入る」としつこく勧められ、契約してしまいました。お金がないと言ったのですが、消費者金融のATMに連れていかれ30万円借り入れて支払いました。ビジネスの仕組みがよくわからず、人に紹介できそうにないので解約したいのですが…。(20代 女性)

回答

「お金がない」と断っている消費者に対して、借金をさせてまで強引に契約を結ばせようとする手口に関する相談が、若者から寄せられています。

- ・相談者には、書面又は電磁的記録(e-mail等)でクーリング・オフ^(※)通知を送付するよう助言し、併せて消費者金融から借り入れすることの問題点等を伝えました。
(※)マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば無条件で契約解除ができます。
- ・ビジネスの仕組みや実態が理解できない儲け話には、関わらないでください。

- ・「儲かるからすぐに返せる」と言われても、借金をしてまで支払うことはやめましょう。
- ・望まない契約なら「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- ・成年年齢引下げにより、18歳・19歳の若者がトラブルに巻き込まれるおそれがあるので、注意しましょう！



不安に思ったり、トラブルになった場合には、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」へ)

注意喚起!

放置しないで! 窓・ドアの危険サイン

～経年劣化による事故を未然に防ぐための点検ポイント～

重大な事故の背後には、軽微な事故が複数存在し、その背後にはさらに多くのヒヤリハットが隠れていると言われており、重大な事故や軽微な事故に遭わないためにはヒヤリハットや事故の予兆を見逃さないことが大切です(ハイブリッジの法則)。

製造時から長期間経過した製品は、外観に異常がなくても不具合が生じているおそれがあります。破損や変形などの外観に異常がある製品や動作に不具合が認められた製品をそのまま使用するのは危険です。

以下の点検ポイントを参考にして早めにご家庭の窓・ドア^(※)を確認し、少しでも異常を感じたら、そのまま放置せずにお買い求めの販売店(工務店、ハウスメーカーなど)や製造事業者等に相談し、点検・修理を行ってください。賃貸物件の場合は、貸主や管理会社にご相談ください。

■窓・ドアの点検ポイント

- がたつきがないか。
- スムーズに開閉せず、重たくなっていないか。
- 開閉時に異音がしないか。
- 破損や変形がないか、さびている箇所はないか。

(※)開き窓、上げ下げ窓、玄関ドア、室内引戸などの製品をまとめて「窓・ドア」としています。

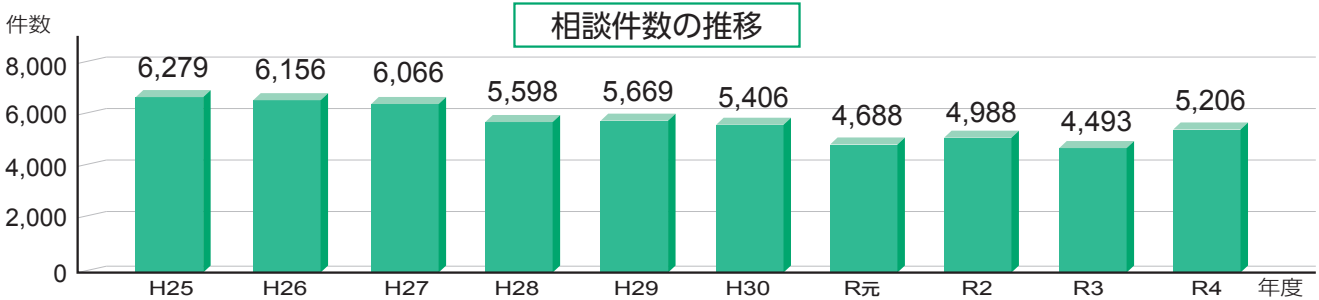


詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/data/000145368.pdf>

令和4年度 消費生活相談の概要

令和4年度の相談件数は、5,206件（架空請求音声ガイダンス664件及び市町村からの経由相談94件を含む）で、対前年度比115.9%でした。

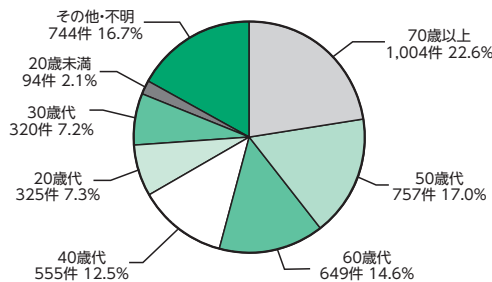
- 令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関連した相談の急増により増加に転じた相談件数は、令和3年度には同感染症や架空請求に関連する相談が落ち着き減少しましたが、令和4年度は、化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談が急増したことなどから相談件数は増加しました。
- 相談内容は、定期購入した化粧品や新型コロナの影響等により破産したエステ事業者に関連する相談が増加したほか、架空請求や不審なメール、アダルト情報サイトの不当請求に関する相談や出会い系サイトなど異性交際関連サービスの契約・解約に関する相談が依然として大きな割合を占めています。
- また、令和4年4月からの成年年齢引下げにより成年になった「18歳・19歳」が当事者の相談件数は41件で対前年度比110.8%と、前年度を上回る相談が寄せられました。



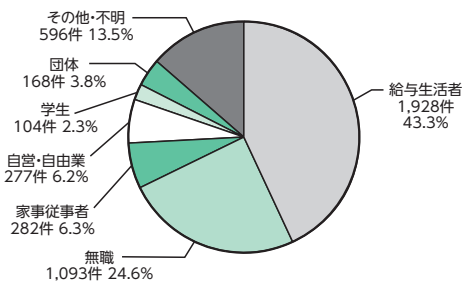
○項目別

以下、架空請求の音声ガイダンスの件数(664件)及び市町村からの経由相談の件数(94件)を除いた4,448件の相談に関して記載します。

契約当事者の年代別構成比



契約当事者の職業別構成比



商品、役務(サービス)別

商品に関するものが2,315件（全体の52.0%）、役務に関するものが1,934件（同43.5%）となっており、商品に関する相談件数が、役務に関する相談件数をやや上回っています。

商品に関する相談 2,315件 (129.8%)

保健衛生品 502件 (164.6%)

通信販売で定期購入になっていた化粧品を解約したいという相談や、解約の連絡がとれないとの相談など。

商品一般 388件 (112.5%)

宅配業者を装った「不在通知」がSMSに届いたという相談や大手ネット通販会社をかたったフィッシング目的と思われるメールに関する相談、国の機関や大手通信会社等をかたった架空請求メールが届いたという相談など。

教養娯楽品 349件 (135.3%)

訪問販売で新聞購読を強引に勧誘されたので解約したいという相談や、スマートフォンを購入した際の説明不足、故障に関する相談など。

役務(サービス)に関する相談 1,934件 (113.5%)

教養・娯楽サービス 380件 (119.1%)

アダルト情報サイト等にアクセスしたら突然「登録完了」となり多額の料金を請求されたという不当請求に関する相談のほか、出会い系サイトの退会手続きに関する相談、子供がオンラインゲームで高額な課金をしたことによる請求に関する相談など。

金融・保険サービス 367件 (121.1%)

クレジットカードの不正使用や解約、リボ払いに関する相談、カード会社をかたったフィッシングメールに関する相談、多重債務やローンの返済困難に陥った本人や家族からの債務整理の相談など。

運輸・通信サービス 237件 (95.2%)

アナログ回線が使えなくなるなどと偽って勧誘され契約した光回線の解約に関する相談や、携帯電話サービスの乗り換えや解約に関するトラブル、固定電話サービス事業者に連絡がつかず解約できないといった相談など。

() 内は対前年度比

販売購入形態別

店舗購入 828件(106.6%)

倒産したエステ事業者との返金や分割払いに関する相談、賃貸アパートの退去時の原状回復に関する相談など。

通信販売 1,578件(124.9%)

通常価格より低価格で購入できることが広告されている一方で、定期購入が条件であるということ認識せずに購入した化粧品や健康食品等を解約したいという相談、アダ

ルト情報サイトや出会い系サイトにアクセスしてしまい高額料金を不当請求されたという相談など。

訪問販売 308件(124.7%)

外壁工事や屋根工事等住宅リフォームやトイレの緊急修理に関する相談、強引な勧誘による新聞購読契約の解約に関する相談など。

() 内は対前年度比

高齢者（65歳以上）の相談

1,328件（対前年度比115.2%）

商品を特定できない「商品一般」の相談が最も多く、宅配業者を騙った不在通知のSMS（ショートメッセージサービス）や架空請求メール、不審なメールの相談が多く寄せられています。

昨年度と比較すると、通信販売で注文した健康食品や基礎化粧品等の定期購入の解約に関する相談件数の増加が大きくなっています。

このほか、業者の強引な訪問販売で契約した屋根工事や外壁工事の解約等の工事・建築に関する相談が多く寄せられました。

若者（29歳以下）の相談

419件（対前年度比122.9%）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け倒産したエステ事業者との返金や分割払い等の対処に関する相談が最も多く、次いでオンラインゲームでの高額課金の取消しに関する相談が寄せられました。

このほか、インターネット通販で注文した除毛クリーム等の定期購入の解約に関する相談や身に覚えのない請求や不審メールなど商品が特定できない「商品一般」に関する相談が多く寄せられました。

「18歳・19歳」の消費生活相談の状況

令和4年度から成年になった「18歳・19歳」が当事者の相談件数は41件と対前年度比110.8%となり、前年度を上回る相談が寄せられました。

販売購入形態では、通信販売が約6割を占め最も多く、相談内容は倒産したエステ事業者との役務契約にかかる返金等の相談や、インターネット通販で注文したダイエットサプリ等の健康食品や除毛クリーム等の化粧品の定期購入の解約等に係る相談が多く寄せられました。

富山県消費生活推進リーダー募集中!

県では、消費者被害の未然防止や早期救済等を図るため「出前講座」等の講師として啓発活動を行っていただく消費生活推進リーダーを募集しています。

1 応募資格

富山県内在住者で、次のいずれかの資格を有する方又は同等の専門知識を有すると認められる方。（常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。）

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 委嘱日～令和7年3月31日

4 募集期間 当分の間

5 応募方法

所定の申込書に応募動機についての作文（800字程度）を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。

6 選考方法

随時、書類及び面接により選考します。

7 問合せ先

富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

詳細の確認や申込書のダウンロードは、県消費生活センターのホームページからお願いします。



富山県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します

県内の消費生活センター等で消費生活相談員として勤務を希望する方を人材バンクに登録し、採用を希望する市町村に情報を提供します。

※人材バンクへの登録は、消費生活相談員としての採用を保証するものではありません。

○登録できる方

次のいずれかの資格をお持ちの方

消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント

「富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業」について

富山県では、消費者安全法第10条の3に定める消費生活相談員資格試験^(※)に要する費用の一部を助成します。

(※)消費生活相談員資格試験(国民生活センター)、消費生活アドバイザー資格試験(日本産業協会)

○対象者

- (1) 上記^(※)の試験を受験し合格した方(補助金申請年度に限る)
- (2) 富山県消費生活相談員人材バンクに登録者としていただけの方
- (3) 富山県内にお住まいの方

○助成内容

- (1) 受験手数料の1/2
- (2) 第2次試験会場までの公共交通機関利用料金の1/2(上限1万円)

【人材バンク及び助成事業に関するお問合せ先】

富山県生活環境文化部県民生活課 TEL 076-444-3129

詳細は、富山県県民生活課のホームページをご覧ください。

- ・「富山県消費生活相談員人材バンクの登録者を募集します」
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/01.html>
- ・「富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業のご案内」
<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/jinzaibank/02.html>

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター(シビックビル内)	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111(代)
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760(代)
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121(代)
上市町 町民課	☎076-472-1111(代)
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100(代)
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

- ◆富山県消費生活センター(県東部にお住まいの方)
富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時(休日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費生活センター高岡支所(県西部にお住まいの方)
高岡市御旅屋町101(御旅屋セリオ5階)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

- ◆富山県消費者協会(富山県民共生センター内)
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった!』『困った!』『どうしよう!』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188(いやや!)

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
(・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。)
(・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。)



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン